

令和2年3月25日（水）

第3回定例教育委員会会議録

我孫子市教育委員会

1. 招集日時 令和2年3月25日(水)午後2時
2. 招集場所 教育委員会 大会議室
3. 出席委員 教育長 倉部 俊治 委員 長谷川浩子
委員 足立 俊弘 委員 蒲田 知子
委員 村松 弘康
4. 欠席委員 な し
5. 出席事務局職員
教育総務部長 丸 智彦 生涯学習部長 木下登志子
生涯学習部次長兼生涯学習課長兼生涯学習センター長兼公民館長 菊地 統
総務課長 森田康宏 教育研究所長 遠藤美香
指導課長兼小中一貫教育推進室長兼少年センター長 戸塚美由紀
学校教育課主幹 岡田一男 学校教育課主幹 藤岡宏子
文化・スポーツ課長 小林由紀夫 鳥の博物館長 斉藤安行
文化・スポーツ課主幹兼白樺文学館長兼杉村楚人冠記念館長 辻 史郎
図書館長 櫻井 實
6. 欠席事務局職員 な し

午後 2 時 0 0 分開会

○倉部教育長 ただいまから令和 2 年第 3 回定例教育委員会を開会いたします。

会議録署名委員指名

○倉部教育長 日程第 1、我孫子市教育委員会会議規則第 3 1 条の規定により、会議録署名委員を指名します。蒲田委員にお願いします。

議案第 1 号ないし議案第 4 号

○倉部教育長 日程第 2、議案の審査を行います。

議案第 1 号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、議案第 2 号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について、議案第 3 号、我孫子市教育委員会嘱託職員規則を廃止する規則の制定について、議案第 4 号、我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱を廃止する告示の制定について、以上、4 議案は会計年度任用職員制度の創設に伴う関連議案となりますので一括審査といたします。事務局の説明をお願いします。

○森田総務課長 それでは議案第 1 号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、議案第 2 号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令の制定について、議案第 3 号、我孫子市教育委員会嘱託職員規則を廃止する規則の制定について、議案第 4 号、我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱を廃止する告示の制定について、これら 4 議案につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴う例規の改廃となりますので、あわせてご説明いたします。

まず、議案の説明に入る前に、簡単に来年度から導入されます会計年度任用職員制度についてご説明いたします。これまで我孫子市においては、非常勤職

員として、嘱託職員及び臨時的任用職員という2つの制度を業務内容に応じて活用してきました。このうち嘱託職員につきましては、地方公務員法上、一般職の非常勤職員という法的なくくりとなりますが、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が非常に不明確であったということで、各市町村において独自に運用してきたという実態がありました。

また、臨時的任用職員につきましては、本来緊急のとき、または臨時の職に関するとき、いずれかに該当する場合の例外的な制度としているにもかかわらず、恒常的に発生する業務に充てられるなど、趣旨に沿わない運用が行われてきたという実態がありました。

これらの実態を踏まえ、地方公務員法及び地方自治法が改正され、非常勤職員の任用等の根拠の明確化及び処遇改善を目的とし、会計年度任用職員制度が創設されました。これに伴い我孫子市では昨年の9月議会において、会計年度任用職員の給与に関する条例、我孫子市会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則、我孫子市会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則が制定されました。

教育委員会の会計年度任用職員につきましても、これらの条例規則のもとで来年度以降、会計年度任用職員制度を運用していくこととなります。会計年度任用職員制度の創設により、現在の嘱託職員及び臨時的任用職員につきましては、来年度以降、会計年度任用職員に切りかわります。これを踏まえ、現在、任用されている嘱託職員及び臨時的任用職員の方々を対象に昨年の11月に市総務課主催の説明会を開催し、制度の移行に関して、丁寧に説明し、理解を求めたところです。その後も市総務課が中心となって、制度の移行に向けて、必要な手続を進めてきたところです。

それでは議案の説明に入りたいと思います。議案の1ページです。我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてです。提案理由

は、会計年度任用職員制度の創設に伴い、事務局及び教育機関に必要な応じておくことができる職員を会計年度任用職員に改めるため、提案するものです。

改正内容は、2ページのとおりとなります。事務局及び教育機関に必要な応じて置くことができる職員を「臨時職員」から「会計年度任用職員」に改めるものです。

次に3ページ、議案第2号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓令についてです。提案理由につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴い、決裁事項のうち臨時職員に関する事項を会計年度任用職員に関する事項に改め、権限事項のうち賃金に関する事項を削除するとともに、条文を整備するため、提案するものです。

改正内容につきましては、4ページ以降となります。改正点としては5ページの上段、「臨時職員に関する事項」を「会計年度任用職員に関する事項」に改めます。

同じページの下段、改正前の「権限事項」で、「7 賃金」という科目がありますが、これまで臨時職員に対しては「賃金」という科目から賃金を支給していたのですが、臨時職員の制度が廃止されるということで、「賃金」という科目が不要となりますので、これを削除し、それ以降の科目を1つずつ繰り上げるものとなっております。

次に11ページ、議案第3号、我孫子市教育委員会嘱託職員規則を廃止する規則の制定について及び13ページ、議案第4号、我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要綱を廃止する訓令の制定につきましては、会計年度任用職員制度の創設に伴い、それぞれの制度を廃止するため、提案するものです。以上で説明を終わります。

○倉部教育長 ありがとうございます。以上で説明は終わりました。これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

市の制度に合わせたということの改正と廃止ということで、お捉えいただけ
ると思います。いかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 それでは、質問はないものと認めます。議案に対する質疑を打
ち切ります。

○倉部教育長 これより4議案について、一括採決いたします。

議案第1号、我孫子市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定
について、議案第2号、我孫子市教育委員会職務権限規程の一部を改正する訓
令の制定について、議案第3号、我孫子市教育委員会嘱託職員規則を廃止する
規則の制定について、議案第4号、我孫子市教育委員会臨時的任用職員取扱要
綱を廃止する告示の制定について、各原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって各議案は可決されました。

議案第5号ないし議案第7号

○倉部教育長 続きまして議案第5号、我孫子市教育委員会職員服務規程の全
部を改正する訓令の制定について、議案第6号、我孫子市教育委員会職員旧姓
使用取扱要綱の制定について、議案第7号、我孫子市教育委員会職員の勤務時
間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、以上3
議案は関連議案ですので、一括審査といたします。

なお、採決につきましては、議案ごとに行います。

それでは事務局から説明をお願いします。

○森田総務課長 それでは議案第5号、我孫子市教育委員会職員服務規程の全
部を改正する訓令の制定について、議案第6号、我孫子市教育委員会旧姓使用

取扱要綱の制定について、議案第7号、我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部をする規則の制定について、一括で説明させていただきます。

まず15ページ、議案第5号、我孫子市教育委員会職員服務規程の全部を改正する訓令の制定についてですが、提案理由につきましては、教育委員会事務局職員の服務については、市長事務局の職員に準じていることから、我孫子市職員服務規程を準用することにより、服務制度の改正に伴う例規改正事務の効率化を図るためとなっております。

改正内容につきましては、16ページとなります。服務規程の全部を改正し、「職員の服務については、別に定めがあるものを除くほか、我孫子市職員の例による。」ということで、市の職員に準ずるとのこととしています。

服務規程の内容は、別冊の資料、「資料：議案第5号」です。これは我孫子市職員服務規程と我孫子市教育委員会職員服務規程、今現在の状態を横に並べて比較したものです。

ご覧になっていただければわかるとおり、一部異なっている部分があり、この議案資料の2ページ目に（旧姓使用）という条文がありますが、こちらにつきましては、市長事務局では、市職員の服務規程とは別に我孫子市職員旧姓使用取扱要綱というものが規定されておまして、旧姓の使用についてはそちらに委ねられています。ここで教育委員会職員服務規程を全部改正しますと、教育委員会では旧姓使用にかかる条文がなくなってしまうので、別で新たに旧姓使用の要綱を規定することとなります。これが議案書の18ページ「我孫子市教育委員会職員旧姓使用取扱要綱の制定について」となります。旧姓使用に関しましては、今後も市職員に準じて制度を運用していくこととなっております。

もう1点異なる部分があり、資料の7ページ目です。7ページ目の下のほう、

第17条の2に（休日の繰越）という条文があります。こちらにつきましては、祝日に勤務した職員の休日の繰り越しに関する条文で、祝日に開館している施設がある教育委員会独自の条文となっております。市長部局においては祝日に開館している施設はありませんので、市長部局の服務規程にはこの条文はありません。

この条文につきましても、議案書の19ページ、議案第7号、我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について、23ページ（休日の繰越）という条文をこちらの規則に新たに追加し、引き続き休日の繰り越しの制度を運用していくこととなります。

なお、議案第5号の提案理由には「例規改正事務の効率化を図る」という一文がありますが、先ほども説明しましたとおり、市職員の服務と教育委員会職員の服務は同一であるということで、市長部局のほうで服務規程の改正があった際には教育委員会の服務規程も改正するという流れで改正してきたのですが、改正漏れが生じて後追いで改正したりすることがありました。例えば、先ほどの対照表の資料の5ページ、中ほどに市長部局のほうには「（8）介護時間」という項目がありますが、教育委員会にはありません。同じく下のほうに、第3項第1項第8号に条文がありますが、これも教育委員会にはありません。本来、教育委員会の服務規程にもなければいけない条文なのですが、先ほども言いましたとおり、改正漏れが生じた部分です。今回、全部改正をすることにより、市職員の服務規程に教育委員会の職員の服務規程も準ずることになりますので、こういったことが今後なくなると思います。

次に議案17ページ、議案第6号、我孫子市教育委員会旧姓使用取扱要綱についてですが、提案理由は、我孫子市教育委員会職員服務規程の全部改正に伴い、職員の旧姓使用の取り扱いに係る要綱を新たに制定するものとなっております。

先ほど説明したことで、こちらで新たに要綱として設定しております。要綱の内容は18ページのとおり、第2条により、教育委員会職員の旧姓使用につきましては、市職員の取り扱いを準用する旨記載しています。

次に19ページ、議案第7号、我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてですが、提案理由は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、時間外勤務命令の上限時間を定めること及び我孫子市教育委員会職員服務規程の全部改正に伴い、当該規程に規定されていた休日の繰越に係る条文を本規則に規定するとともに条文を整備するため、提案するものとなっています。

21ページの新たに追加した条文として、第3条の1の2として（時間外勤務を命ずる際の考慮）、第3条の1の3として、（時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限）を新たに追加しており、第3条の1の2では、時間外勤務を命ずる際には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない旨が記載されておりまして、第3条の1の3では、所属長が職員に時間外勤務を命ずる場合には、原則として1カ月で45時間、1年度で360時間の範囲内で必要最小限にとどめるということが記載されています。第3条1の3第2項では、臨時的に業務量が増大した場合の上限時間数、次のページ第3項では、災害等の発生による時間外勤務には上限時間を適用しないこと。その下、第4項では、災害等の発生による時間外勤務には上限はないが職員の健康の確保に配慮し、後日当該時間外勤務の要因等について検証を行わなければならないことが記載されています。

次の23ページの第3条の16は、先ほどの議案第5号で説明しました（休日の繰越）に関する条文でございます。以上で説明を終わります。

○倉部教育長 ありがとうございます。以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

基本的には、服務規程の全部を改正することによって、新たな条例等の不足分について設置するという形になります。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 質疑ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより採決いたします。

初めに議案第5号、我孫子市教育委員会職員服務規程の全部を改正する訓令の制定について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第5号は可決されました。

○倉部教育長 次に議案第6号、我孫子市教育委員会職員旧姓使用取扱要綱の制定について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 ありがとうございます。挙手全員と認めます。よって議案第6号は可決されました。

○倉部教育長 次に議案第7号、我孫子市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第7号は可決されました。

議案第8号

○倉部教育長 続きまして議案第8号、我孫子市学校施設個別施設計画の策定

について、事務局の説明をお願いします。

○森田総務課長 それでは議案第8号、我孫子市学校施設個別施設計画の策定につきましてご説明いたします。提案理由につきましては、学校施設の中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化をはかりつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保し、今後の整備方針を示すため、我孫子市学校施設個別施設計画を策定するものとなっています。

それでは別冊の計画書をごらんください。こちらの計画は、12月の定例教育委員会において、その時点のパブリックコメントにかける計画案として、一度概要については説明しております。本日の説明と一部重複する部分もあるかと思いますが、ご了承ください。

それでは計画書の1ページに第1章ということで、本計画を策定するに当たっての「背景・目的等」を記載しています。

まず1ページでは、本計画を策定する背景として、本市においては、昭和45年の市制施行後の人口増に対応するため公共施設の整備を進めてきましたが、その公共施設のほとんどが老朽化により修繕費等の費用が増え続けているという現状があり、その中でも本市の公共施設の6割を占める学校施設においては91%が築30年以上と老朽化が進み、将来の児童生徒数の減少も視野に入れた学校施設の整備を検討する必要があることが記載されております。

続きまして2ページでは、本計画の「2 目的」として、学校施設の老朽化が進む中で、従来の「事後保全」から「計画的保全による長寿命化」への転換を図り児童生徒数の将来推計を見据えた上で、改築や改修の方向性や優先順位等を設定し、予算の平準化とトータルコストの縮減を図りながら、児童生徒の安全確保や教育環境の充実を図っていくことを目的とするということが記載されております。

計画期間につきましては、令和2年度から令和41年度までの40年間とし

ており、その間、5年ごとに計画の見直しを行うこととしています。

計画の対象となる施設につきましては、本市の小中学校の全ての校舎、体育館、武道場、給食施設、プール施設があります。

続きまして、3ページからの第2章では、本市の学校施設を取り巻く現状について記載しています。

3ページ、4ページでは、今後の児童生徒数の推移について、市全体及び地域別にグラフ化しています。3ページの図表2-2のとおり、市内の児童生徒数は減少が続くことが予想され、30年後には7,000人程度となることが予想されています。

また、4ページの図表2-3のとおり、今後の児童生徒数の推移は中学校区ごとに傾向が異なっています。

5ページ、6ページでは、これまでに行われてきた施設の整備について記載をしております。5ページの図表2-4のピンクで示された部分に棒グラフが集中しているのかわかると思いますが、ほとんどの建物が昭和50年代に建設され、今後これらの建物が一斉に改築・改修の時期を迎えることとなります。

7ページからは、学校施設の劣化状況について記載しています。劣化状況を把握するに当たっては、躯体そのものの健全性、躯体以外の部分の劣化状況の両面から把握することとしています。

8ページから10ページの図表2-8では、各学校の劣化状況を示しております。表の中の赤い太枠で囲った部分が、特に劣化が激しい部分となっております。

次に13ページの第3章では今後の「学校施設の目指すべき姿」について、安全・安心な学校づくり、教育・学習環境の充実、小中一貫教育の推進、将来必要な施設規模・機能を考慮した効率的な老朽化対策、地域拠点としての学校づくり、以上5点の視点から記載しています。

14ページの第4章では、「施設整備の基本方針」として、計画的保全による施設の長寿命化を図っていくことを施設整備の基本方針とすることを記載しています。

次の15ページ、第5章では「今後整理すべき学校施設の課題と方向性」を記載しています。

まず、将来変化への対応として、我孫子市における学校の適正規模を明確化し、児童生徒数が適正規模を下回ることが予想される場合の検討手順を定めるとともに、今後、児童生徒数の減少が予想される布佐中学校区及び湖北台中学校における学校施設のあり方について検討していくことを記載しております。

続きまして、17ページでは「2 プール施設のあり方について」記載をしております。現在プール施設については、全19校の全てに整備されておりますが、老朽化が激しく改修には多額の費用を要することが予想されておりました。これらの現状に対応するため、選択肢として考えられる手法を3つ示しています。1つ目は、現在の施設を引き続き利用する。2つ目は、民間施設を活用。3つ目は、隣接校での共同利用。以上3つの手法を踏まえ、今後プール施設のあり方について検討していくこととしています。

18ページでは、「3 給食施設のあり方の見直し」について記載しております。給食施設につきましても現在全19校に整備しておりますが、今後の児童生徒数の将来推計を踏まえた上で、自校方式、親子方式、センター方式の各方式による提供方法を含めた給食のあり方について検討をしていくこととしています。

19ページからの第6章では、「基本的な方針等を踏まえた施設整備の考え方」を記載しております。

20ページの図表6-1では、長寿命化改修を行う場合の整備水準を図表化しております。それぞれの部位ごとに、紫で色づけしてある項目が今後改修を

行う際の改修メニューとなっています。

21ページからの第7章では、長寿命化の実施計画を記載しております。21ページでは改修等の優先順位の考え方を記載し、22ページの図表7-1では、今後10年間の整備計画を図表化しています。22ページの図表7-1につきましては、12月に説明したときと年次が1年度ずれています。前回12月の説明時点では、本計画に基づき最初に着手する予定となっていました我孫子中学校の長寿命化改修、図表7の表で言いますと、一番上の紫のところになりますが、前回12月にご説明したときは、令和3年からこの工事を始めることになっていたのですが、1年先送りとなっています。学校に限らず市で大きな工事を行う際には、まず工事を行う前に設計という作業の手順を踏む必要があるのですが、その設計もかなり大きな予算がかかります。令和3年度からこの計画に基づき我孫子中学校の長寿命化改修を行うに当たり、令和2年度にその設計費として約2,800万円を予算要求したのですが、財政状況が厳しい中で、その設計費を確保することができないという現状を踏まえて全ての計画が1年度ずつ先送りされています。我孫子中学校につきましては、令和3年度に設計費の予算を確保し、令和4年度から工事に入る計画になっています。

今後市も市の財政状況によっては、計画どおりに工事が進まないこともありますので、その場合は、その都度見直す形になるかと思えます。

26ページ以降につきましては、資料編といたしまして、学校施設の配置状況と児童生徒数の将来変化、学校ごとの配置状況と今後10年間の整備内容、児童生徒数の将来推計などを記載しています。

なお、本計画につきましてのパブリックコメントを12月27日から1月27日まで実施しました。その結果につきましては、別冊の「我孫子市学校施設個別施設計画（案）に対する意見書の募集（パブリックコメント）結果の公表」をご覧くださいいただければわかりますとおり、提出人数が122名、意

見総数が180件と大変多くの方から意見が寄せられました。いろいろなご意見に対し、右側に意見に対する市の考え方を記載しています。8ページ以降全部、給食に関する意見で、大半を占めています。その中でも給食の自校方式の継続を望む意見がほとんどとなっています。これらの意見に対し、右側の市の回答にもありますが、学校施設個別施設計画については学校資料の整備計画等を定めていくものであり、給食のあり方の方針等を定めるものではないということ前置きしたうえで、給食については、給食の運営方法を含め、令和2年度に給食施設のあり方について検討していくという市の対応を記載しています。

なお、寄せられた意見に基づき、検討した結果、計画の修正は必要ないとの判断をしています。以上で説明を終わります。

○倉部教育長 ありがとうございます。以上で説明は終わりました。質疑があればこれを許します。質疑があれば挙手をお願いします。いかがでしょうか。

○足立委員 今詳しく説明いただいて、既に（案）もよく読ませていただきましたので内容はよくわかりました。この（案）と直接関係ないかもしれないのですが、ここに来て新型コロナウイルスやオリンピックの延期など、日本全体を大きく揺るがすようなことが起きている中で、子どもの教育環境の質を保つことは、難しく、バランスをとりながらやっていかなければいけないことです。大変難しい作業だと思いますが、既に我孫子中学校の設計の予算がとれずに1年先送りとなっていますが、例えば、オリンピックの延期など、何か大きなことがあると、この計画自体果たして大丈夫なのかという心配があるのですが、今のところはこの計画で進めていくという理解でよろしいでしょうか。スケジュール的な問題です。

○森田総務課長 先ほど計画が1年既に先送りになっているとご説明しましたが、これは長い40年間という計画になるので、全て予算が担保された計画ではないということです。もちろん計画どおり、教育委員会としては進めていく

ところではありますが、予算というのは市全体で限りがありますので、今回ならコロナウイルスの関連や、あるいはオリンピックの延期など、そういったどうにもならないようなことが発生した場合は、当然こちらへの影響も想定されます。しかし、その際も、子どもたちが安全で安心な学校生活を送ることができる環境の確保に努めていきたいと思えます。計画については、5年ごとに見直すということになってはいますが、場合によっては5年を待たず、その都度見直していくこともあり得るかと思えます。

○足立委員 わかりました。外部環境が大きく変化する中で、この計画を進めていくというのは大変難しいことだということも承知しておりますので、引き続き計画的かつ慎重に進めていただきますように、よろしく願いいたします。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより採決いたします。

議案第8号、我孫子市学校施設個別施設計画策定について、原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって議案第8号は可決されました。

議案第9号及び議案第10号

○倉部教育長 続きまして議案第9号、我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置規則の制定について、議案第10号、我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置要綱を廃止する告示の制定について、以上2議案は関連議案ですので一括審査といたします。事務局の説明を求めます。

○藤岡学校教育課主幹 議案第9号と議案第10号は市の条例制定に伴う改正と廃止です。資料は、別冊「資料：議案第9号」、それから「資料：議案第10号」をあわせてご覧いただきたいと思います。

内容的には、例年ですと1月から2月に行っている学校給食の公募型プロポーザルによる委託業者選定委員会に関することです。

令和2年4月1日から施行される我孫子市附属機関設置条例では、別冊の資料のとおり、我孫子市学校給食調理業務委託事業者選定委員会の設置、その担任する事務並びに委員の定数、任期及び守秘義務について定めておりますので、調理業務委託事業者選定委員会の組織、運営、その他の必要な事項については規則として制定する必要があるため、議案第9号を提案させていただきます。また、我孫子市附属機関設置条例の施行に伴い、別冊の資料にある既存の我孫子市学校給食調理業務委託事業者選定委員会設置要綱は、令和2年4月1日付で廃止する必要があるため、議案第10号を提案いたします。以上で説明を終わります。

○倉部教育長 以上で説明が終わりました。これより質疑を許します。質疑があれば挙手をお願いします。

○蒲田委員 設置要綱から設置規則に格上げになったというか、中身は同じだと考えてよろしいのでしょうか。

○藤岡学校教育課主幹 議案第10号の別冊でお配りしております資料が既存の要綱なのですが、その中の第2条と第5条を我孫子市附属機関設置条例の中で規定しておりますので、そこを除いて規則として定めるという内容になっております。

○倉部教育長 よろしいでしょうか。

○蒲田委員 はい。

○倉部教育長 今回、市の附属機関設置条例というものが設置されたことで、

その中にうたわれた部分については削除するということの整理だというふうにお考えいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないものと認めます。議案に対する質疑を打ち切ります。

○倉部教育長 これより2議案について、一括採決いたします。

議案第9号、我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置規則の制定について、議案第10号、我孫子市学校給食調理業務委託の事業者選定委員会設置要綱を廃止する告示の制定について、各原案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○倉部教育長 挙手全員と認めます。よって各議案は可決されました。

諸 報 告

○倉部教育長 日程第3、諸報告を議題とします。

事前に配付された事務報告、事務進行予定資料等に補足する説明や追加する事項があればお願いいたします。

まず初めに、私のほうから1点だけご報告をさせていただきたいと思います。これはコロナウイルス対策についての概要です。

皆様ご存じのとおり、2月28日に市で新型コロナウイルス感染症対策本部会議が開かれました。それによって、3月3日から学校等については臨時休校という措置がとられています。それ以降、何回か市の中でコロナウイルス感染症対策本部会議が開かれて、各課の懸案事項を確認してきました。3月23日に第6回の感染症対策本部会議が行われました。それによって新たに確認さ

れた事項は、市内に感染者が発生したことでの変更になります。教育委員会として大きな変更は、今まで会館していた鳥の博物館、白樺文学館、杉村楚人冠記念館等の公共施設についても、他の市の施設と同様に3月24日、昨日から閉館措置をとるということです。これについては4月5日まで一旦臨時閉館をし、4月6日以降の措置については、3月30日に改めてコロナウイルス対策本部会議が開かれますので、そこで確認するということになりました。

今現在までに各施設において中止のイベント、それから公共施設の臨時休館等の一覧をお手元に配付させていただいていますが、現在までの状況の中で、基本的に公共施設は4月12日までを臨時休館とする。先ほどの3館については4月5日までの休館で期間的に短いのですが、基本的に公共施設は4月12日まで臨時休館の措置をとるというご報告です。

また、昨日付けで学年末休業及び学年初め休業以降における学校との対応について保護者に通知を出しました。その内容については、今お話ししたような内容に準じるものです。

特に入学式につきましては予定どおり実施、参加者につきましてはある程度限定し、新入生、新入生の保護者、在校生とし、来賓等は出席しない。卒業式よりは在校生の部分が若干ふえましたけれども、基本的に限定した形での実施ということになりました。それ以降については、今後開催される対策本部の中で順次決定し、お知らせをするという内容になっております。

これが今までの経過となります。コロナウイルス対策について、ご質問あるいはご意見等があればお願いいたします。

○蒲田委員 このコロナ関係で、保護者の方あるいは市民の方々からの困りごとについて相談はあるのでしょうか。子どもの行き場がないとか、子どもがストレスを抱えているとか、そのようなご相談はあったのでしょうか。

○戸塚指導課長 お問い合わせは、思ったほどありませんでした。最初は、子

どもたちが外に出ていることに対して、市民の方からご意見がありました、外で縄跳びをするなど、適度な運動をしてもよいと文部科学省からも通知が出ていることをお伝えしています。

保護者からは、今後、学校再開についての心配などがありましたが、学校でも授業ができなかった分については補習等も含めて計画をしていますとお答えしている状況です。

○倉部教育長 よろしいでしょうか。

○蒲田委員 ありがとうございます。

○倉部教育長 先ほど説明しましたが、一部開かれていた3館については、当初、学校を臨時休校することによって、子どもの行き場所がなくなるか市としても非常に心配しておりました。公共施設の中で、近隣センターあるいは生涯学習部門の中での行き場所をある程度確保してほしいと開館を進めていたのですが、今回、市内で感染者が発生したことを受けて、既に全ての公共施設を閉館しているという他市の状況もありますので、様子を見ながら閉館という措置をとらせていただきました。

開館していたことによって、今まで以上に入館者がすごく増えたということはないのですが、担当者から話を聞くと、今まで余り来なかった年代の方が来ていると言うので、施設としての観衆あるいは受け入れということについての一定の役割は果たしていたと思っています。そういう役割をできれば教育委員会としては続けたかったのですが、それが許されるような状況ではなくなってしまいました。

コロナウイルスについては、ほかに何かご意見等ありますでしょうか。

○足立委員 今回、学校の休校措置が急に決まった中で、ばたばたといろいろな対応を決めて、学校現場でも様々な対応していただいたと思います。一保護者として、私も子どもを学校に通わせていますので、改めてお礼を申し上げた

と思います。

実は息子が6年生で、最初に休校が決まったときは「学校が休みで嬉しい」という反応でした。でも少し経つと、卒業式が間近なこともあり、友達と会えなくなる、寂しい、つまらないと感じたようです。1週間、2週間、経つてくると、今度はいかに自分が学校に頼っていたか、自分の生活の中でどれだけ学校の位置づけが大きかったのかとを感じるようになります。1日の大半の時間を過ごすところですし、人間関係というのはほとんど学校です。休校になって大変だ、子どもの行き場所がない、やることがない、親も大変だというようなことばかりがクローズアップされていますが、一保護者として、一人の親としては、今回、休校になったことによって、今まで当たり前にあったものが急になくなってしまった。学校という存在がいかに子どもにとって、大きなものであるのかということの一つの学びの機会としてとらえてほしいと願っています。おそらく現場にいる学校の先生方もいろいろな思いを抱えながら、この逆境、困難をプラスに変えるような形で頑張っていると思います。

あと1つ、ちょっと私がお聞きしたかったのは、休校の措置が終わったとしても、おそらく、新型コロナウイルスの対策をしながら学校を始めなければいけないという、また1つの大きな困難が待っていると思いますが、新学期を迎えるにあたり、特に気をつけていること、何かここでお話いただけることがあれば教えていただきたいと思います。

○戸塚指導課長 昨日、文部科学省からもガイドラインが出されました。まず1つは換気をするということです。密室で空気の悪い状態にならないということ、うがい、手洗い、人と近くで接触することを避けるなど、学校再開に向けて、気をつけるようにという話をしています。

今まで学習の中では、班で向かい合わせになって取り組むことがありましたが、マスクがなかなか手に入らない状況もあるので、できるだけそういう機会

を減らし、感染防止に向けて、生活環境を変えていくことを第一にやっ
ていこうと考えております。

○倉部教育長 よろしいでしょうか。

○足立委員 はい。

○倉部教育長 小学校、中学校の卒業式、それから3月23日に修了式があ
りました。無事に終わったのですが、各校長先生からの報告を聞きますと、やは
り子どもたちは再会を喜んでいて、今まで会えなかったことがいかにつらいこ
とだったかということを確認し合っていたようです。

それから一部学校においては、授業が滞っていた部分について短時間の補講
を行ったようですが、とても楽しく勉強していました。まさしく足立委員がお
っしゃられたとおりの状況が各学校で見られたようです。不幸にしてこのよう
な状況が起りましたが、子どもたちの気持ちの中でいい形での変化が生まれ
てほしいと私も思います。4月6日以降また学校が再開される予定ですので、
それに応えられるだけの学校教育のあり方というものを考え、学校生活の中に
生かしていけるように頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ほかにコロナ関係はよろしいでしょうか。

○蒲田委員 ヤング手賀沼も始業式前日に、指導委員の先生と各学校の校長先
生が連携を図り、きめ細やかな対応をしてくださったという話を伺いました。
そのおかげで、子どもたちが気持ちよく学校生活を送ることができるというこ
とがよくわかりました。これからもお願いします。

○倉部教育長 ありがとうございます。

○遠藤教育研究所長 ありがとうございます。教育総務部長とも話し合い、そ
のまま休みにするのはどうかということで、一度でもいいから学校に行けない
子がヤング手賀沼に来ることができないかと考え、校長先生にお話をさせてい
ただきました。8人の子どもたちで、小学生3人、中学生5人が来てくれまし

た。大変うれしく思っています。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、すごく気になるのは、虐待というくくりではないかもしれませんが、給食がなくなり、ネグレクト家庭ではご飯が食べられなかったりする子どもたちが増えるのではないかという予測をしていたので、教育総務部長名で学校全体に、この機会を逃さず、家庭と連携したり、関係機関とのやりとりに時間を費やしましょうということでお手紙を出し、それぞれの学校が取り組んでいます。以上です。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。——よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 それでは、コロナ関係については以上といたします。

これより事務報告に対する質疑に入ります。質疑があれば挙手をお願いします。いかがでしょうか。

事務報告、今後の事務進行予定につきましても、コロナ関係で事業が大分なくなっておりますので定型的な内容がほとんどです。従来に比べると、ちょっと内容的には変わっているかもしれません。

事務報告についてはいかがでしょうか。——特によろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないものと認めます。事務報告に対する質疑を打ち切ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 次に事務進行予定について、質疑、ご意見等があればお願いいたします。

○蒲田委員 全体的な質問にもなりますが、例えば9ページの「1 特別支援学級担任研修会」を湖北地区公民館で行うとなっておりますが、これは閉館になってしまうと、この場所ではできなくなるのでしょうか。それとも事前のものはできるという認識でよろしいのでしょうか。

○遠藤教育研究所長 特別支援学級の担任研修会は、やはり時間割が決まる前に教育課程についてしっかりと特別支援学級の先生たちにお知らせをしたいと思っているので、コホミンが使用できないため、研究所の中にある2つの交流教室と研究所の会議室1つ、あと湖北台東小学校の会議室をお借りして、4つに分けて人数を減らして、それぞれ講師をつけて席を離してやることにしました。

○蒲田委員 ありがとうございます。研修会の開催について、すごく心配だったものですから、ありがとうございます。

○倉部教育長 分散して実施するということで、卒業式もそういうふうにした地区もあるようですし、いろいろな工夫があると思います。

○蒲田委員 大変だと思いますが、よろしくお願いします。

○倉部教育長 ほかにいかがでしょうか。

生涯学習でも幾つか事業等があるのですが、今後の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の中で、その期間がいつまでになるかによって、実施できるかどうかというところが確定していないところがあります。せっかくの機会ですので、できるだけ実施したいという方向性を望んではいるのですが、4月以降の対策会議の経過を見てみないと、その辺は何とも言えない部分があります。

事務進行予定についてよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないようですので、事務進行予定に対する質疑を打ち切ります。

次に、教育事業全般についてご意見あるいは質疑があればお願いいたします。

本来でしたら、コロナウイルス対策の課題については、教育事業全般についての質疑だったかと思いますが、先ほどの内容で今後の様子を見ていきたいと思っています。また改めて変更がありましたら、皆様にも逐次お伝えしたいと思っています。

特に事業全般はよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○倉部教育長 ないものと認めます。以上で諸報告に対する質疑を打ち切ります。
